

第13回

平成28年7月14日

著作隣接権

著作物を国民に伝えることにより
更により著作物を創作するインセンティブを与え、**文化の発展**に寄与する

杉山 務

1

うた（歌・唄）の著作権

うたの構成

詩	作詞	作詩家	著作権
曲	作曲	作曲家	著作権
	編曲	編曲家	著作権
演奏		楽器演奏・指揮	著作隣接権
歌唱		歌手	著作隣接権
※ それぞれに、 著作者人格権 （特に 同一性保持権 ）			
CD製作・販売 インターネット配信			

うたの利用

CD購入, カラオケ, 着メロ
BGM: 店舗, 映画, 有線放送
発表会, 放送, 映像の挿入歌

2

知的創作物についての権利

- ・著作権(創作と同時に自動的に権利が発生)

著作権は,

「音楽や小説, 絵画などの著作物に関し, 著作者等の権利の保護を図り, もって**文化の発展**に寄与すること」を目的



絵画



彫刻



音楽



小説

3

著作物についての権利

- ・著作物を一般公衆に伝達する役割

仲介者: 出版社 実演家 映画製作者
レコード製作者 放送事業者 興行者

既存の著作物を利用する者
著作物を創作する者ではない

だから「**著作隣接権**」

4

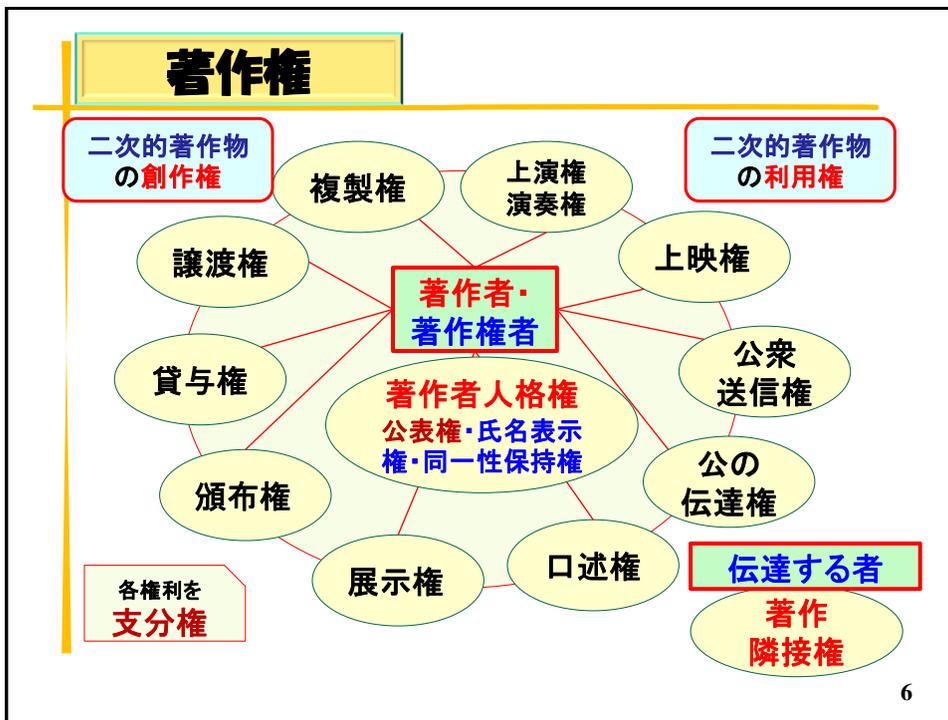
著作物の種類

10条

著作物の例示

- 一 小説, 脚本, 論文, 講演その他の**言語**の著作物
- 二 **音楽**の著作物
- 三 **舞踊**又は**無言劇**の著作物
- 四 絵画, 版画, 彫刻その他の**美術**の著作物
- 五 **建築**の著作物
- 六 地図又は学術的な性質を有する図面, 図表, 模型
その他の**図形**の著作物
- 七 **映画**の著作物
- 八 **写真**の著作物
- 九 **プログラム**の著作物

5



☆

著作権隣接権

著作物などを人に伝達した者に与えられる権利

著作権隣接権とは、実演家人格権、報酬及び二次使用料を受ける権利以外 89条⑥

実演家
(89条1項)

- ・実演を行う者(俳優, 舞踊家, 歌手), 実演を指揮する者, 実演を演出する者

レコード製作者
(89条2項)

- ・音を最初に固定した者

放送事業者
(89条3項)

- ・放送を業として行う者

有線放送事業者
(89条4項)

- ・有線放送を業として行う者

7

☆

著作権隣接権 実演

実演とは, 著作物を, 演劇的に演じ, 舞い, 演奏し, 歌い, 口演し, 朗詠し, 又はその他の方法により演ずること 2条1項3号

実演家とは, 俳優, 舞踊家, 演奏家, 歌手その他実演を行う者及び実演を指揮し, 又は演出する者をいう。 2条1項3号

実演家の権利
91条~95条の3

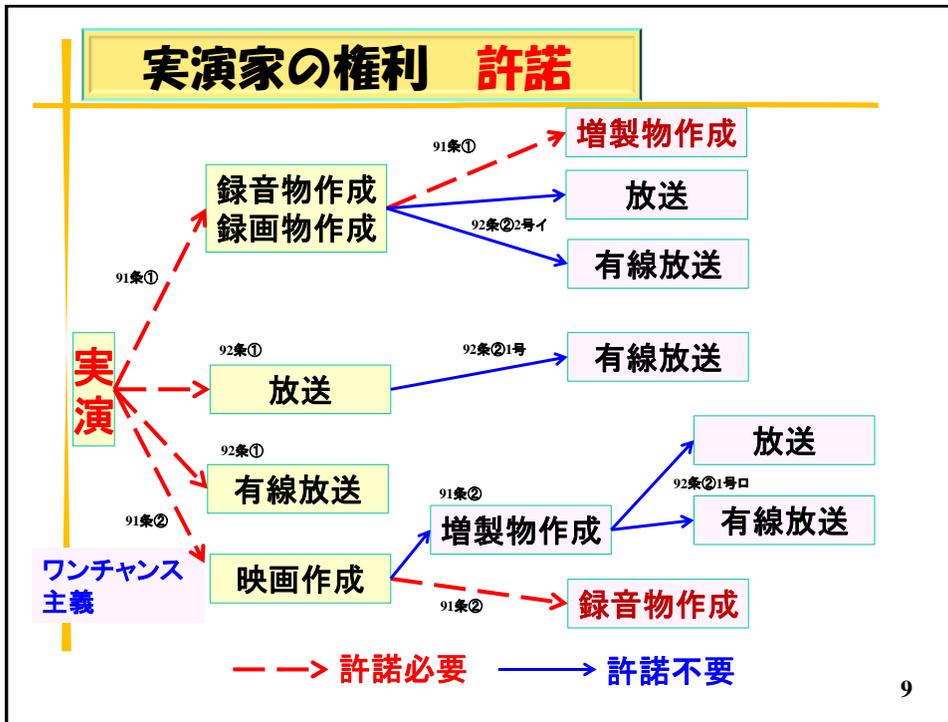
- ・商業用レコードの二次使用料請求権 (放送, 有線放送, その他の営業)
- ・期間経過商業用レコードの貸与に関する報酬請求権 (レコード発売後2年目~50年目)
- ・私的録音録画補償金請求権

録音権
録画権
放送権
有線放送権
送信可能化権
譲渡権
貸与権(1年)

氏名表示権
同一性保持権

公表権はない その理由は?

8



★ **著作隣接権 レコード**

レコードとは、
蓄音機用音盤、録音テープその他の物に音を固定したもの
音を専ら影像と共に再生することを目的とするものを除く 2条1項5号

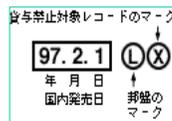
レコード製作者の権利 <small>96条～97条の3</small>	許諾権 複製権 送信可能化権 譲渡権 貸与権(レコード発売後1年間)	補償請求権 放送・有線放送について 使用料を請求できる権利 貸レコードについて使用 料を請求できる権利 (レコード発売後2年目～50年目)
---	---	---

10

著作権隣接権 レコード

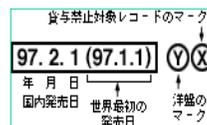
一般社団法人日本レコード協会(Recording Industry Association of Japan)

貸与権(レコード発売後1年間) 貸レコードについて使用料を請求できる権利
(レコード発売後2年目～50年目)



邦盤 シングル 発売日から最長3日間禁止
アルバム 発売日から最長3週間禁止

洋盤 世界最初の発売日から1年間



使用料・報酬

1枚330円 (税別¥2,000～3,999)	1枚264円 (邦盤×80%)
1枚165円 (税別¥1,001～1,999)	1枚132円 (邦盤×80%)
1枚85円 (税別¥1,000以下)	1枚68円 (邦盤×80%)

音楽CD逆輸入禁止

海外で合法的にライセンス生産された日本の音楽CDが、逆輸入により日本で格安に販売されるのを防止するために、4年間の輸入禁止期間を設ける

11



著作権隣接権 放送

放送とは、公衆送信のうち、公衆によって同一の内容の送信が同時に受信されることを目的として行う無線通信の送信

2条1項8号

放送事業者
の権利

98条～100条

許諾権

複製権
再放送権, 有線放送権
テレビ放送の伝達権

有線放送とは、公衆送信のうち、公衆によって同一の内容の送信が同時に受信されることを目的として行う有線電気通信の送信

2条1項9号の2

有線放送事業者
の権利

100条の2～100条の4

許諾権

複製権
放送権, 再有線放送権
有線テレビ放送の伝達権

12

著作隣接権の保護期間

保護期間(101条)

実演	実演が行われた時から50年
レコード	音源の発行(CD発売等)が行われた時から50年 50年以内に発行されなければ音の固定(録音)後50年
放送又は有線放送	放送又は有線放送が行われた時から50年

13

著作隣接権の保護期間(条文)

(実演, レコード, 放送又は有線放送の保護期間)

第百一条 著作隣接権の存続期間は, 次に掲げる時に始まる。

- 一 実演に関しては, その実演を行った時
- 二 レコードに関しては, その音を最初に固定した時
- 三 放送に関しては, その放送を行った時
- 四 有線放送に関しては, その有線放送を行った時

2 著作隣接権の存続期間は, 次に掲げる時をもつて満了する。

- 一 実演に関しては, その実演が行われた日の属する年の翌年から起算して五十年を経過した時
- 二 レコードに関しては, その発行が行われた日の属する年の翌年から起算して五十年(その音が最初に固定された日の属する年の翌年から起算して五十年を経過する時までの間に発行されなかつたときは, その音が最初に固定された日の属する年の翌年から起算して五十年)を経過した時
- 三 放送に関しては, その放送が行われた日の属する年の翌年から起算して五十年を経過した時
- 四 有線放送に関しては, その有線放送が行われた日の属する年の翌年から起算して五十年を経過した時

14



manekitv.com

ブロードバンド環境があればどこからでもインターネットを通じてテレビが見られる
ソニーロケーションフリー、ハウジングサービスのバイオニア「まねきTV」
長年のサービス、サポート経験でノウハウと実績が違います。
自分で設置するより簡単に費用も割安なサービスです！利用料は月々4800円！
ニュース、バラエティー、スポーツ、ドラマまで手軽に、簡単にお楽しみ下さい。



サービス登録予約

まねきTVサービスのご紹介

サービス内容・料金

まねきTVの気持ち

お問い合わせ

セキュリティポリシー

スピードテスト

MANEKI-TV DATA CENTER



まねきTVデータセンター

ベースステーション

モニター

圧倒的な高品質サービス、回線の質、サポートが違います
この種のサービスとしては唯一、合法と判断が下されているサービスです。

◆◆◆ 新着情報・お知らせ

- 地デジ移行のお知らせ！デジタル放送への切り替えを4月1日に完了しました。
- TVのサービスで提供されたインターネット関連会社の経営者の男が2人、著作権法違反の疑いで検挙に逮捕された旨に通告
- (重要)原告らが東京地方裁判所における判決を不服として知的財産高等裁判所に控訴していた控訴審においても控訴棄却となり違法との判決が出ました。これで司法判断において全面的に当サービスの主張が認められたら度目の判断になります。(判決文)
- **初期費用大幅引き下げ決定**
ご要望が多かったインシャルコストの低額化を現在の90,000円(税込み91,500円)→10,000円(税込み10,900円)が大幅引き下げを決定しました。導入時の負担が軽減されてご利用が容易になりました。大事な機器を損傷するなりや万一の時も安心な日本の法律に守られた**国内法人**です。しかも**唯一合法のサービス**がこの料金で！支払方法もすべてクレジットカード支払いになりました。詳細は**サービス内容・料金ページ**でご覧下さい。好評のサービス内容、高品質ネット回線は変わりません。
- 地デジ移行後のご利用

15

まねきTV

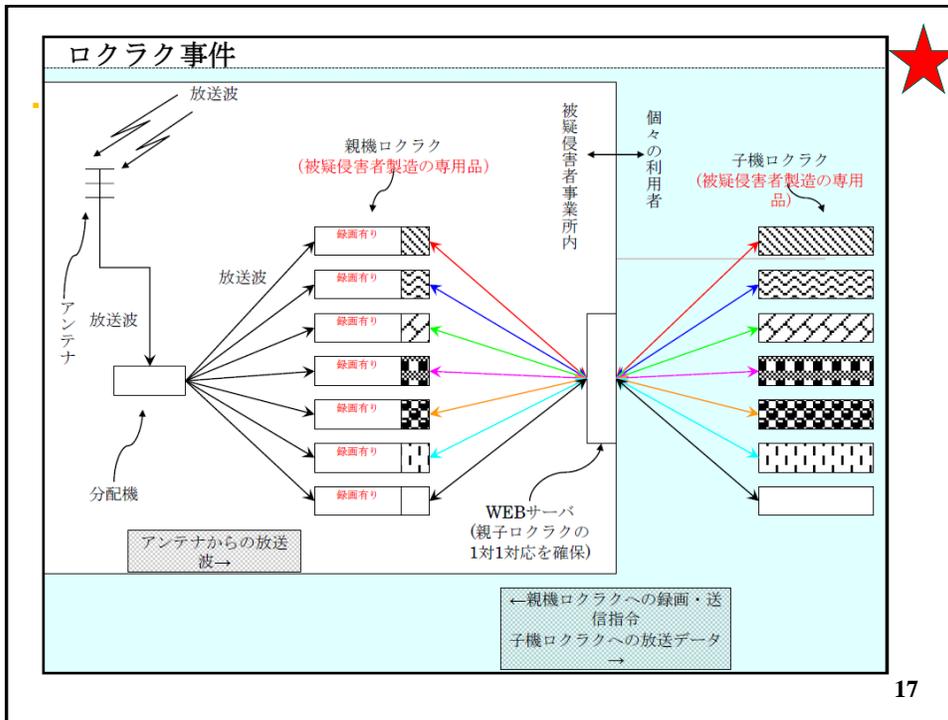
永野商店 

TV番組の海外転送サービスは著作権侵害

TV番組を専用機器で受信し、インターネット経由で個人向けに転送するサービス

- **東京地裁:【勝訴】「まねきTV」は適法**
テレビ局側の請求棄却(08/06/20)
- **知財高裁:【勝訴】権利侵害していない**
テレビ局側の請求棄却(08/12/15)
- **最高裁:差し戻し侵害と判断**
テレビ局側敗訴破棄差し戻し(11/01/18)
- **知財高裁:【敗訴】サービス差し止め、テレビ局の訴え認める**
(12/01/31)
- **最高裁:【敗訴】上告棄却 知財高裁の判決確定**(13/02/14)

16



ロクラクII 日本デジタル家電

TV番組をインターネットと利用者所有のレコーダ2台を組み合わせ、日本のテレビ番組を海外でも視聴できるようにしたサービス

- **東京地裁:「ロクラクII」違法**
テレビ局側が勝訴(08/03/17)
- **知財高裁:著作権は侵害していない**
地裁判決取消(09/01/17)
- **最高裁:差し戻し**
知財高裁の判決を破棄(11/01/20)
- **知財高裁:差止請求, 損害賠償請求共に認める**(12/01/31)
- **最高裁:上告棄却 知財高裁の判決確定**(13/02/14)

ご清聴 ありがとうございました。

18